

施策1-4-1 総合的なケアの推進

直接目標

- 多様な主体による地域での支え合いのしくみをつくる

主な成果指標

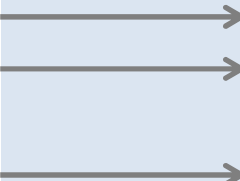
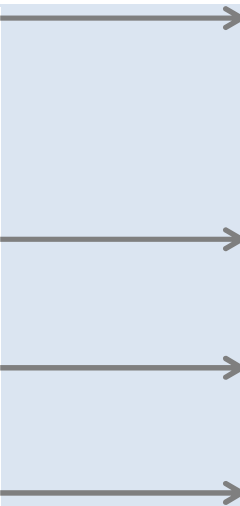
名 称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
高齢者のうち、介護を 必要とする人（要介 護・要支援認定者）の 割合※ (健康福祉局調べ)	17.07% (平成26年度)	18.40%以下 (平成29年度)	20.50%以下 (平成32年度)	22.86%以下 (平成37年度)
地域包括ケアシステム の考え方の理解度* (市民アンケート) * 考え方を知っていて、かつ何に 取り組むべきかを理解している こと	10.1% (平成27年度)	16.0%以上 (平成29年度)	32.0%以上 (平成33年度)	42.0%以上 (平成37年度)
在宅チーム医療を担う 人材育成研修の受講者 累計数 (健康福祉局調べ)	308 人 (平成26年度)	750 人以上 (平成29年度)	1,350 人以上 (平成33年度)	1,950 人以上 (平成37年度)
介護予防の取組とし て、地域の活動に参加 する人の割合 (高齢者実態調査)	10.6% (平成25年度)	10.6%以上 (平成28年度)	15.0%以上 (平成31年度)	20.0%以上 (平成37年度)
民生委員児童委員の充 足率 (健康福祉局調べ)	90.5% (平成27年度)	96.2%以上 (平成29年度)	97.2%以上 (平成33年度)	98.2%以上 (平成37年度)
認知症サポーター養成 者数（累計） (健康福祉局調べ)	24,034 人 (平成26年度)	35,900 人以上 (平成29年度)	53,900 人以上 (平成33年度)	71,900 人以上 (平成37年度)

※ 要介護・要支援認定者の割合は、「第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」における推計値を用いて、推計値以下とすることを目標としています。

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
○地域包括ケアシステム推進事業	誰もが、住み慣れた地域等で、安心して暮らし続けることができるしくみである、地域包括ケアシステムの構築を推進します。 ●基本的な考え方を示す、「地域包括ケアシステム推進ビジョン」の策定 ●区役所等の推進体制の検討 ●地域包括ケアシステム連絡協議会の設置・運営（H27 開催数：3 回） ●地域包括ケアシステム懇話会の設置・運営（H27 開催数：3 回） ●「地域包括ケアシステムポータルサイト」の開設・運営	●リーフレットの配布等、地域包括ケアシステムの理解促進に向けた普及啓発の取組の実施 ●区役所等の推進体制の整備 ●多様な主体と連携した地域づくりの取組の推進 ●地域包括ケアシステム連絡協議会の運営（開催数：3 回） ●地域包括ケアシステム懇話会の運営（開催数：3 回） ●「地域包括ケアシステムポータルサイト」の運営	→ → → → →	●医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるしくみの構築 ●介護、医療、健康づくり、障害福祉等関連分野の計画に基づく具体的な施策・事業の推進
○介護予防事業	元気な高齢者を増やすとともに、要支援認定者等の重症化を防ぐため、効果的な介護予防の取組を進めます。 ●「介護予防事業推進体制構築モデル事業」の実施、検証を踏まえた、「介護予防・日常生活支援総合事業」の検討 ●H28 からの総合事業への円滑な移行に向けた準備 ●二次予防事業のプログラム内容を一体的に提供する「複合型プログラム事業」の実施	●地域の実情に応じて多様なサービスを提供するしくみである「介護予防・日常生活支援総合事業」の開始 ●「総合事業」の充実に向けた、多様なサービス提供主体の参入促進と、地域の担い手づくり及び活動への支援	→	
○認知症高齢者対策事業	認知症に関する普及啓発や徘徊高齢者等 SOS ネットワークの充実を図り、認知症高齢者等の地域による見守り機能の充実を図ります。 ●認知症介護指導者養成研修（H26 受講者数：3 人）、認知症サポート医養成研修（同 3 人）・フォローアップ研修（同 26 人）、かかりつけ医研修（同 19 人）や病院勤務医療従事者の認知症対応力向上研修（同 88 人）の実施 ●認知症サポーター養成講座の実施（H26 受講者数：6,134 人） ●認知症コールセンターの運営を通じた認知症家族介護者への支援 ●民間事業者や警察等と連携し、広域的な探索を行う「徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業」の実施 ●本人・家族のニーズや地域の社会資源の実態等を踏まえた、若年性認知症者対策の検討 ●状態に応じた適切なサービス提供の流れを表す「認知症ケアパス」の作成・普及 ●認知症初期集中支援チームによる取組の実施に向けた検討 ●認知症カフェの普及に向けた取組の実施	●認知症介護指導者養成研修（受講者数：2 人以上）、認知症サポート医養成研修（同 3 人以上）・フォローアップ研修（同 30 人以上）、かかりつけ医研修（同 50 人以上）や病院勤務医療従事者の認知症対応力向上研修（同 150 人以上）の実施 ●認知症サポーター養成講座の実施（受講者数：4,500 人以上） ●認知症コールセンターの運営を通じた認知症家族介護者への支援 ●「徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業」の実施 ●若年性認知症者向けのガイドブック等の作成・普及 ●「認知症ケアパス」の作成・普及 ●認知症初期集中支援チームによる早期診断・早期対応に向けた訪問などの取組の実施（1 区で試行） ●認知症カフェの普及に向けた取組の実施	→ → → → → → →	●認知症初期集中支援チームによる早期診断・早期対応に向けた訪問などの取組の実施（H30）（全区）

事務事業名	現状	事業内容・目標			
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降	
○在宅医療連携推進事業	医師、看護師、介護支援専門員など多職種が連携し、医療・介護サービスを包括的に提供する環境づくりに取り組みます。 ●在宅療養推進協議会の運営（年3回開催） ●地区在宅療養推進協議会の試行実施 ●多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成研修の実施（H27 実施回数：1回） ●在宅療養調整医師（7名）、在宅医療サポートセンターによる在宅療養に向けた退院調整や医師のグループ化等の推進 ●リーフレットの配布や市民シンポジウム開催等による在宅医療に関する市民啓発の推進（H27 シンポジウム開催数：1回）	●在宅療養推進協議会の運営（3回開催） ●各区における地区在宅療養推進協議会の取組の推進 ●多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成研修の実施（実施回数：1回） ●在宅療養調整医師（7名）、在宅医療サポートセンターによる医療と介護の連携に向けたコーディネートの実施 ●在宅療養推進に向けた医療・介護連携のしくみづくり ●リーフレットの配布や市民シンポジウム開催等による在宅医療に関する市民啓発の推進（シンポジウム開催数：1回）	●在宅療養推進協議会の運営（3回開催）	事業推進	
○福祉センター再編整備事業	高齢者や障害者の在宅生活の支援を推進するため、地域リハビリテーションセンターや、特別養護老人ホーム、障害者入所施設等を含む福祉センター跡地活用施設を整備します。 ●「福祉センター跡地活用施設整備基本計画」の改訂 ●運営法人の募集	●運営法人の選定 ●整備事業者の募集・選定	●基本・実施設計 ●既存建物解体工事	●福祉センター跡地活用施設の完成（H32 予定） ●福祉センター跡地活用施設への南部リハビリテーションセンター整備による、南中北3地域における地域リハビリテーションセンター整備の完了・開所（H32 予定）	
○地域見守りネットワーク事業	ひとり暮らし高齢者等の異変を早期に発見し、支援ができるよう、地域に密着した事業者とのネットワークを構築します。 ●市政だより等による、地域見守りネットワークの広報 ●協力民間事業者（39 事業者）の拡充 ●人命救助につながった協力民間事業者の表彰（H26 表彰数 8 件）	●市政だより等による、地域見守りネットワークの広報 ●協力民間事業者の拡充（事業者数：全 44） ●人命救助につながった協力民間事業者の表彰	●協力民間事業者の拡充（事業者数：全 49）	事業推進	
○災害救助その他援護事業	災害時に高齢者や障害者等の要援護者の安全確保や円滑な避難を支援する災害時要援護者避難支援制度の運用など災害時援護体制の整備を図ります。 ●災害時要援護者避難支援制度の広報、対象者の把握、災害時の円滑な支援等の取組の実施 ●二次避難所の整備（H27.10 現在 189 か所） ●火災風水害等の遺族への弔慰金及び被災者への見舞金の支給（H26 支給件数 81 件）	●災害時要援護者避難支援制度の広報、対象者の把握、地域における日頃からの見守り支援の推進、災害時の円滑な支援等の取組の実施 ●災害時に支援が必要な方の避難場所である、二次避難所の整備・拡充 ●火災風水害等の遺族への弔慰金及び被災者への見舞金の支給		事業推進	

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
○民生委員児童委員活動育成等事業 地域の身近な相談相手であり、見守り役でもある、民生委員児童委員を、条例及び国の参酌基準に基づき適正に配置し、育成・支援することを通じて、地域福祉の推進を図ります。	●「民生委員の定数に関する条例」の制定（H26） ●民生委員児童委員の適正配置の実施 ●民生委員児童委員協議会への運営補助等による民生委員児童委員の育成・支援 ●「民生委員児童委員あり方検討委員会」による定数充足に向けた検討	●民生委員児童委員の適正配置の実施 ●民生委員児童委員協議会（民児協）への運営補助等による民生委員児童委員の育成・支援 ●「民生委員児童委員あり方検討委員会」の検討結果に基づく定数充足に向けた取組の推進 ・増員に向けた調整や複数担当制などの欠員対策による担当世帯数の適正化 ・行政・社会福祉協議会・民児協の連携による効果的な研修の実施 ・さまざまな媒体を活用した広報強化による活動支援の充実 ●民生委員制度創設 100周年記念事業準備への支援	 ●民生委員制度創設 100周年記念事業実施への支援を通じた、制度の理解促進	事業推進
○自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業 ひとりでも多くの生命を守るため、地域の多様な主体と協働した、安心して暮らせるまちづくりにより、自殺に追い込まれない社会の実現に向けた取組を進めます。	●ゲートキーパー養成や、メンタルヘルスに関する知識普及のための市民向け講座の実施（H26 実施回数：2 回） ●民間事業者や、美容組合等の職能団体、市職員等へのゲートキーパー講座の実施（H26 実施回数：15 回） ●障害者相談支援センター、地域包括支援センターなどの地域保健福祉機関における地域精神保健関連研修との相互連携 ●「自殺対策の推進に関する条例」に基づく、「自殺対策総合推進計画」の策定（H26）	●身近な人の悩みに気づき、寄り添い、見守り、解決のきっかけとなる役割を担う、ゲートキーパーの養成や、メンタルヘルスに関する知識普及のための市民向け講座の実施（実施回数：3 回） ●民間事業者、職能団体、市職員等へのゲートキーパー講座の実施（実施回数：20 回） ●地域保健福祉機関における地域精神保健関連研修との相互連携 ●「自殺対策総合推進計画」に基づく取組の推進	 ●次期「自殺対策総合推進計画」の策定に向けた取組の実施	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
○権利擁護事業 高齢者、障害者を含め誰もが、虐待や消費者被害等の権利侵害を受けることなく、安心して生活できるよう、社会生活における相談支援の提供等の、権利擁護の取組を推進します。	●高齢者や障害者の財産や権利を守り、安心して日常生活を送れるよう支援する「あんしんセンター」の運営（各区1か所） ●成年後見制度の普及啓発、親族向け・関係機関向け研修の開催（H26実施回数：4回） ●市民後見人の養成と業務支援の取組の推進 ●障害者虐待防止法に基づく障害者虐待への的確な対応が可能となる研修体制、法的サポート体制の構築（研修実施回数：2回） ●障害者差別解消推進法に基づく取組の検討 ・市職員の服務規律である「対応要領」の策定 ・障害者差別解消支援地域協議会の設置に向けた取組の実施	●「あんしんセンター」の運営（各区1か所） ●成年後見制度の普及啓発、親族向け・関係機関向け研修の開催（実施回数：4回） ●市民後見人の養成と業務支援の取組の推進 ●市職員への虐待対応研修、事例検討会の開催、及び弁護士等による相談支援事業の実施（研修実施回数：2回） ●障害者差別解消推進法に基づく取組の実施 ・市職員の服務規律である「対応要領」の施行・周知、及び研修等の実施 ・分野別民間事業者向け「対応指針」の広報・周知 ・市民への普及・啓発 ・障害者差別解消支援地域協議会の設置に向けた取組の実施	→ → → →	事業推進
社会福祉法人指導監査等業務 社会福祉法人等の適正な運営を図るため、指導監査を行います。	●社会福祉法人に対する指導監査の実施（48法人） ●法人運営への支援を行うための集団指導講習会等の開催	●社会福祉法人に対する指導監査の実施（48法人） ●法人運営への支援を行うための集団指導講習会等の開催	→ →	事業推進
地域包括支援センターの運営 地域包括支援センターの運営を通じて、介護マネジメント業務など、高齢者の心身の健康の維持、生活の安定などに必要な援助・支援を包括的に行います。	●地域包括支援センターの運営（49か所） ●各地域における地域包括ケア連絡会議の開催支援	●地域包括支援センターの運営（49か所） ●各地域における地域包括ケア連絡会議の開催支援	→ →	事業推進
障害者相談支援事業 障害者相談支援センター等の運営を通じて、障害者の地域生活を支えるため、相談支援を実施します。	●障害者相談センターの運営（各区に基幹型1か所、地域型3か所、計28か所） ●特定相談支援事業所（36か所）を通じた、計画相談支援及び地域相談支援の実施 ●地域の相談支援活動を支える「地域自立支援協議会」の運営	●障害者相談センターの運営（各区に基幹型1か所、地域型3か所、計28か所） ●特定相談支援事業所（36か所）を通じた、計画相談支援及び地域相談支援の実施 ●地域の相談支援活動を支える「地域自立支援協議会」の運営	→ → →	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
社会福祉協議会の育成 地域福祉の推進を図るとともに、地域福祉の担い手を育成し、地域で活動する団体等の連携を推進するため、社会福祉協議会の機能や役割の充実を図ります。	●地域福祉の担い手である社会福祉協議会の運営支援の実施	●地域福祉の担い手である社会福祉協議会の運営支援の実施	→	事業推進
戦没者遺族等援護 戦没者追悼式の開催や、給付金の申請受付など、戦没者及び戦災死者の遺族に対する援護を行います。	●遺族会の活動への支援・協力 ●戦没者追悼式の開催 ●給付金等の申請受付や相談の実施	●遺族会の活動への支援・協力 ●戦没者追悼式の開催 ●給付金等の申請受付や相談の実施	→ → →	事業推進
社会福祉審議会の運営 社会福祉法に基づき、社会福祉に関する事項の調査及び審議を行います。	●社会福祉審議会の開催・運営	●社会福祉審議会の開催・運営	→	事業推進
更生保護事業 犯罪者の更生を図るとともに、犯罪予防活動を推進します。	●保護司会等、更生保護関係団体への支援 ●社会を明るくする運動の実施	●保護司会等、更生保護関係団体への支援 ●社会を明るくする運動の実施	→ →	事業推進
地域福祉施設の運営 各種団体や地域住民の活動の場として、総合福祉センター等の運営を行います。	●総合福祉センターの運営 ●福祉パルの運営（7か所）	●総合福祉センターの運営 ●福祉パルの運営（7か所）	→ →	事業推進
地域福祉計画推進事業 地域福祉の推進を図るため、地域福祉計画の周知や進捗状況の管理を行うとともに、3年後ごとに計画を見直します。	●「第4期地域福祉計画」の推進	●「第5期地域福祉計画」の策定に向けた取組 ●地域福祉実態調査の実施及び分析	●「第5期地域福祉計画」の策定	事業推進
日本赤十字社に関する業務 日本赤十字社が実施する人道支援を支えるため、日本赤十字社の社員増強運動や広報活動等に取り組みます。	●社員・社資の増強に向けた広報活動等の実施 ●小災害見舞金業務や救急法等に基づく講習会の実施	●社員・社資の増強に向けた広報活動等の実施 ●小災害見舞金業務や救急法等に基づく講習会の実施	→ →	事業推進

施策1-4-2 高齢者福祉サービスの充実

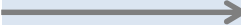
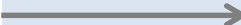
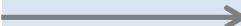
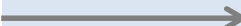
直接目標

- 介護が必要になっても高齢者が生活しやすい環境をつくる

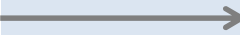
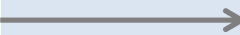
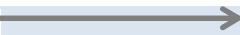
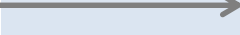
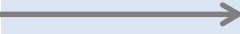
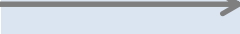
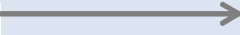
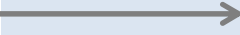
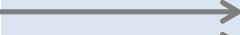
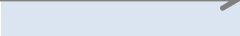
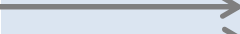
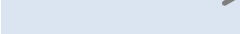
主な成果指標

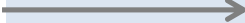
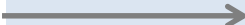
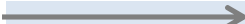
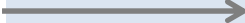
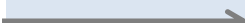
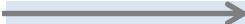
名 称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
介護サービスを受けながら住み慣れた地域で暮らす高齢者の数(主な「地域密着型サービス」の延べ利用者数) (健康福祉局調べ)	10,380 人/年 (平成27年度)	19,668 人/年 以上 (平成29年度)	26,340 人/年 以上 (平成32年度)	36,554 人/年 以上 (平成37年度)
現在利用している在宅サービスの評価(「不満」のない方の割合) (高齢者実態調査)	94.3% (平成25年度)	94.3%以上 (平成28年度)	94.3%以上 (平成31年度)	94.3%以上 (平成37年度)
かわさき健康幸福プロジェクトの実施結果(プロジェクト対象者の要介護度の維持率・改善率) (健康福祉局調べ)	維持 63.9% 改善 16.7% (平成27年度)	維持 65%以上 改善 17%以上 (平成29年度)	維持 65%以上 改善 17%以上 (平成33年度)	維持 65%以上 改善 17%以上 (平成37年度)
介護人材の不足感 (介護人材の確保・定着に関する実態調査)	75.7% (平成25年度)	74%以下 (平成28年度)	72%以下 (平成31年度)	70%以下 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標			
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降	
○福祉人材確保対策事業	●潜在的有資格者の掘り起こし等の就労支援 (H27 参加者数：56 人)	●潜在的有資格者の掘り起こし等の就労支援 (参加者数：45 人以上)	    		
	●福祉人材確保に向けた事業者の支援 (H27 就職相談会参加者数：385 人)	●福祉人材確保に向けた事業者の支援 (就職相談会参加者数：280 人以上)			
	●人材開発研修センターによる研修の実施 (H26 実施回数：67 回)	●人材開発研修センターによる研修の実施 (実施回数：62 回以上)			
	●福祉人材バンクによる就職相談の実施及び就労促進 (H26 就労実績：59 人)	●福祉人材バンクによる就職相談の実施及び就労促進 (就労目標：50 人以上)			
	●介護現場の周知・啓発のパンフレット作成・配布等、介護職のイメージアップのための普及啓発	●介護現場の周知・啓発のパンフレット作成・配布等、介護職のイメージアップのための普及啓発			
			●人材開発研修センターの福祉センター跡地活用施設への移転 (H33 予定) 及び研修機会の充実		

事務事業名	現状	事業内容・目標			
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降	
○介護サービスの 基盤整備事業	多様な手法により、特別養護老人ホーム等の整備や地域密着型サービスの充実などの、地域居住の実現に向けた介護サービス基盤の整備を進めます。 ●「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(かわさきいきいき長寿プラン)」の着実な推進 ●特別養護老人ホームの整備 (H27 開所：104 床) ・宮前区野川地区 (累計：4,212 床) ●福祉センター跡地活用施設における特別養護老人ホームの整備の検討 ●介護付有料老人ホームの整備 (H27.4 の定員数： 7,050 名) ・H27 整備 2 か所 135 名増 ●認知症高齢者グループホームの整備 (H27.4 のユニット数：201 ユニット) (H27 整備：1 か所 2 ユニット) ●介護老人保健施設の整備 (H27.4 の定員数： 2,281 名) ●地域密着型サービスの充実 ・H27.4 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所数：11 か所 ・H27.4 (看護)小規模多機能型居宅介護事業所数：46 か所 ●老朽化した特別養護老人ホームの建替え支援策の検討 ●介護サービスの質を確保するための監査指導体制の検討	●「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(かわさきいきいき長寿プラン)」の着実な推進 ●特別養護老人ホームの整備 (H28 開所予定：220 床) ・川崎区境町地区 ・麻生区王禅寺東地区 (累計：4,432 床) ●福祉センター跡地活用施設における特別養護老人ホームの整備推進 ●介護付有料老人ホームの整備 (H30.3 の定員数： 7,425 名) ・H29 までに 240 名増 ●認知症高齢者グループホームの整備 (H30.3 のユニット数： 247 ユニット) ・H29 までに 22 か所 44 ユニット増 ●地域密着型サービスの充実 (H29 までに) ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所整備数：7 か所 ・(看護)小規模多機能型居宅介護事業所整備数：23 か所 ●老朽化した特別養護老人ホームの建替え支援策の検討 ●介護サービスの質を確保するための監査指導の体制整備及び適正実施	●特別養護老人ホームの整備 (H29 開所予定：316 床) ・麻生区東百合丘地区 ・高津区久末地区 等 (累計：4,748 床)	●開設 (H32 予定)	
○ひとり暮らし支援サービス事業	ひとり暮らし高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支援に取り組めます。 ●民生委員の協力によるひとり暮らし高齢者等の状況把握や安否確認等の、地域における見守り事業の実施 ●区役所及び地域包括支援センターを中心とした、地域特性に応じた市民主体の見守り体制の構築の推進 ●緊急通報システムの運用 ●福祉電話相談の実施及び事業の見直し	●地域における見守り事業の実施 ●区役所及び地域包括支援センターの支援による市民主体の見守り体制の構築に向け、他都市事例の情報提供など取組支援の実施 ●ICTを活用した効率的・効果的な高齢者見守り支援の段階的な実施		事業推進	

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
○介護保険事業 介護を要する状態になっても、利用者自身の選択に基づく介護サービスの利用により、できる限り在宅で自立した日常生活が営めるように、介護サービスを総合的かつ一体的に提供します。	●介護保険制度の安定的な運用 ●保険料未納者に対する収納対策の実施 ●「第6期介護保険事業計画」の策定	●介護保険制度の安定的な運用 ●保険料未納者に対する収納対策の実施	  ●介護サービスの事業量の見込や見込量を確保するための方策等について定める、「第7期介護保険事業計画」の策定	事業推進
○かわさき健幸福寿プロジェクト 要介護度の維持・改善を図った事業者に、インセンティブを付与することで、無理なく安心して介護サービスを利用できるしくみづくりをめざします。	●モデル事業の実施(137事業所)及び検証 ●表彰、公表等インセンティブの具体的な内容の構築 ●事業者を対象とする、自立支援に重点を置いたケアに関する講習会の実施(2年間のプログラム)(H27・28参加者:32人) ●取組事例発表会の開催(H27:2回)	●プロジェクト本格実施による要介護度の維持・改善の推進(参加数:200事業所以上) ●事業者を対象とする、自立支援に重点を置いたケアに関する講習会の実施(H28・29参加者:50人以上) ●取組事例発表会の開催(2回)	●プロジェクト本格実施による要介護度の維持・改善の推進(参加数:300事業所以上) ●表彰、公表等インセンティブの付与 ●事業者を対象とする、自立支援に重点を置いたケアに関する講習会の実施(H29・30参加者:50人以上) 	事業推進
高齢者住宅対策事業 低所得のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の緊急的な住宅確保の際の転居支援や、要介護・要支援の高齢者が在宅で安全な生活が続けられるよう住宅改造費の助成などを行います。	●福祉住宅の運営 ●シルバーハウジング事業の実施 ●住替え家賃助成の実施 ●住宅改造費助成の実施	●福祉住宅の運営 ●シルバーハウジング事業の実施 ●住替え家賃助成の実施 ●住宅改造費助成の実施	   	事業推進
高齢者生活支援サービス事業 食事サービスや、ヘルパー派遣等の高齢者の生活を支える介護保険外のサービスを提供するとともに、日常生活用具の給付等を行います。	●要介護者生活支援ヘルパー派遣事業の実施 ●紙おむつ及び日常生活用具給付事業の実施 ●寝具乾燥事業の実施 ●訪問理美容サービス事業の実施 ●歯科診療事業の実施	●要介護者生活支援ヘルパー派遣事業の実施 ●紙おむつ及び日常生活用具給付事業の実施 ●寝具乾燥事業の実施 ●訪問理美容サービス事業の実施 ●歯科診療事業の実施 ●歯科診療事業のあり方の検討	     	事業推進
高齢者音楽療法推進事業 音楽を聴いたり、演奏する効果により、認知症、要介護高齢者の症状の進行予防を図ります。	●特別養護老人ホーム等における音楽療法の実施	●特別養護老人ホーム等における音楽療法の実施		事業推進
高齢者緊急一時入所事業 在宅高齢者が一時的に生活が困難な場合に、特別養護老人ホーム等に一時入所できる体制を整えます。	●緊急受入ニーズに対応するため、緊急一時入所事業や短期入所ベッド確保事業等の支援策の実施	●緊急受入ニーズに対応するため、緊急一時入所事業や短期入所ベッド確保事業等の支援策の実施		事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
高齢者保健福祉計画推進事業	●「かわさきいきいき長寿プラン（第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」の策定（H26）及び進行管理	●「かわさきいきいき長寿プラン（第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」の進行管理及び次期計画策定に向けた取組の実施 ●高齢者実態調査の実施及び分析	●「かわさきいきいき長寿プラン（第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」の策定及び進行管理	事業推進
在宅福祉・医療サービスの推進事業	●あんしん見守り一時入院等事業による在宅療養高齢者等の支援 ●在宅福祉サービス保護措置による緊急時への対応	●あんしん見守り一時入院等事業による在宅療養高齢者等の支援 ●在宅福祉サービス保護措置による緊急時への対応	 	事業推進
川崎市老人福祉施設入所者処遇改善及び施設振興	●特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム等の施設振興費や処遇改善費等の助成	●特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム等の施設振興費や処遇改善費等の助成		事業推進
養護・軽費老人ホームの運営	●居宅での生活が困難な高齢者への措置入所の実施 ●養護老人ホーム（2 か所）及び軽費老人ホーム（3 か所）への運営支援の実施	●居宅での生活が困難な高齢者への措置入所の実施 ●養護老人ホーム及び軽費老人ホームへの運営支援の実施	 	事業推進
老人保護措置	●在宅生活が困難な高齢者の養護老人ホームや特別養護老人ホームへの措置入所の実施	●在宅生活が困難な高齢者の養護老人ホームや特別養護老人ホームへの措置入所の実施		事業推進

施策1-4-3 高齢者が生きがいを持てる地域づくり

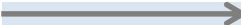
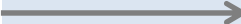
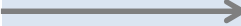
直接目標

- 高齢者が生きがいをもって暮らせる環境をつくる

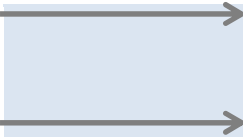
主な成果指標

名 称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
収入を伴う仕事をして いる高齢者の割合 (高齢者実態調査)	26.7% (平成25年度)	27.8%以上 (平成28年度)	28.9%以上 (平成31年度)	30.0%以上 (平成37年度)
シルバー人材センター を通じて、仕事に就い た高齢者の数 (健康福祉局調べ)	2,453 人 (平成25年度)	2,500 人以上 (平成29年度)	2,550 人以上 (平成33年度)	2,600 人以上 (平成37年度)
ほぼ毎日外出している 高齢者の割合 (高齢者実態調査)	48.1% (平成25年度)	50.0%以上 (平成28年度)	52.5%以上 (平成31年度)	55.0%以上 (平成37年度)
高齢者向け施設(いき いきセンター)の利用 実績 (指定管理事業報告書)	289,028 人 (平成25年度)	29 万人以上 (平成29年度)	29.1 万人以上 (平成33年度)	29.2 万人以上 (平成37年度)
生活に「はり」や「楽 しみ」を感じている高 齢者の割合 (高齢者実態調査)	35.1% (平成25年度)	36%以上 (平成28年度)	37%以上 (平成31年度)	38%以上 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
○高齢者外出支援 事業	●高齢者外出支援乗車事業の実施 ●福祉有償運送の道路運送法上の手続における事業者支援	●バス優待乗車証の交付など、高齢者外出支援乗車事業の実施 ●福祉有償運送の道路運送法上の手続における事業者支援	 	事業推進
○高齢者就労支援 事業	●シルバー人材センターに対する支援を通じた高齢者の就業の場の確保	●シルバー人材センターに対する支援を通じた高齢者の就業の場の確保		事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標			
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降	
○生涯現役対策事業	高齢者が地域で生き生きとした生活を送ることができるよう、生きがいづくりを支援します。 ●シニア世代の地域社会への参加を支援する「シニアパワーアップ推進事業」の実施 ●生きがい・健康づくりや介護予防など、高齢者が地域でいつまでも元気でいきいきと暮らすための取組を地域全体で進める「介護予防いきいき大作戦」の推進（H27 講演会開催：1 回） ●敬老祝品の贈呈と市長敬老訪問の実施（H27 対象者数 4,528 人）	●「シニアパワーアップ推進事業」の実施 ・自己啓発講演会 ・シニア向け講座（傾聴講座（1 講座）、パソコン講座（3 講座）） ・情報誌の発行（年 4 回） ●「介護予防いきいき大作戦」の推進（講演会開催：1 回） ●敬老祝品の贈呈と市長敬老訪問の実施	→ → →	事業推進	
○いこいの家・いきいきセンターの運営	高齢者が地域活動に積極的に参加する場を提供するとともに、介護予防の拠点として高齢者の健康増進を図るため、いこいの家及びいきいきセンターを適切に運営します。 ●指定管理者によるいこいの家 49 か所、いきいきセンター 7 か所の運営（H26 いこいの家利用者数：585,213 人） ●施設の老朽化対策に係る補修工事及び長寿命化予防保全工事の実施（H27 実施数：5 か所） ●等々力緑地再編整備に係る等々力いこいの家の移転に向けた、指定管理者の選定等の取組の実施 ●多世代の交流促進に向けた、こども文化センターとの連携モデル事業の実施（藤崎・子母口）	●指定管理者によるいこいの家 48 か所、いきいきセンター 7 か所の運営 ●施設の老朽化対策に係る補修工事及び長寿命化予防保全工事の実施（実施数：2 か所） ●等々力緑地再編整備に係る等々力いこいの家の移転に向けた、指定管理者の選定等の取組の実施 ●中原いきいきセンターにおける指定管理者の選定 ●多世代の交流促進に向けた、こども文化センターとの連携モデル事業の拡大及び検証（全 6 か所） ●多世代交流を促進し、高齢者の生きがい・健康づくりの場や青少年健全育成の場ともなる地域コミュニティ形成のための拠点整備に向けた検討	→ ●施設の老朽化対策に係る補修工事及び長寿命化予防保全工事の実施（実施数：2 か所） → ●多世代の交流促進に向けた、こども文化センターとの連携モデル事業の拡大及び検証（全 13 か所） ●地域コミュニティ形成のための拠点整備に向けた検討結果に基づく取組の推進	●中原いきいきセンターの中原区・日本医科大学地区への移転（H35 予定） ●移転・供用開始（H30 予定）	
外国人高齢者支援事業	戦前に来日した外国人市民に対し、外国人高齢者福祉手当を支給し、福祉の向上を図ります。 ●外国人高齢者福祉手当の支給 ●「ふれあい館」における生活相談及び交流事業の実施	●外国人高齢者福祉手当の支給 ●「ふれあい館」における生活相談及び交流事業の実施	→ →	事業推進	
老人クラブ育成事業	老人クラブ連合会等の活動を支援し、地域社会における老人クラブの健全な発展を促進します。 ●老人クラブの活動への助成など支援の実施	●老人クラブの活動への助成など支援の実施	→	事業推進	

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
老人福祉普及事業 老人スポーツ大会の実施や福寿手帳の交付を通じて、地域交流の促進と高齢者福祉についての理解を広め、関心の向上を図ります。	●老人福祉大会・老人クラブ大会、老人スポーツ大会、老人健康促進事業の実施 ●すこやか福寿手帳の発行	●老人福祉大会・老人クラブ大会、老人スポーツ大会、老人健康促進事業の実施 ●すこやか福寿手帳の発行		事業推進

施策1-4-4 障害福祉サービスの充実

直接目標

- 障害者が生活しやすい環境をつくる

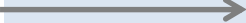
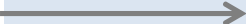
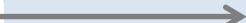
主な成果指標

名 称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
日中活動系サービスの 利用者数 (健康福祉局調べ)	4,324 人/月 (平成26年度)	4,865 人/月以上 (平成29年度)	5,094 人/月以上 (平成33年度)	5,333 人/月以上 (平成37年度)
グループホームの 利用者数 (健康福祉局調べ)	998 人/月 (平成26年度)	1,331 人/月以上 (平成29年度)	1,669 人/月以上 (平成33年度)	2,093 人/月以上 (平成37年度)
長期(1年以上) 在院者数(精神障害) (健康福祉局調べ)	651 人 (平成25年度)	561 人以下 (平成29年度)	462 人以下 (平成33年度)	364 人以下 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標			
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降	
○障害福祉サービスの基盤整備事業	●障害者通所事業所の整備 (H27. 4 生活介護 事業所数：全 59) ・幸区（開所） ・高津区（開所） ・宮前区（開所） ・川崎区建築工事 ・その他の区への整備の検討 ●「第 2 期障害者通所事業所整備計画」の策定 ●老朽化した障害者施設の現況調査等の実施 ●サービスの質を確保するための監査指導体制の検討 ●福祉センター跡地活用施設における障害者入所施設の整備の検討	●障害者通所事業所の整備 (H28. 4 生活介護 事業所数：全 60) ・中原区（平間配水 所用地）整備手法検討 ・川崎区（開所） ・その他の区への整備の検討 ●老朽化した障害者施設の建替え等支援策の検討 ●サービスの質を確保するための監査指導の体制整備及び適正実施 ●福祉センター跡地活用施設における障害者入所施設の整備推進	●障害者通所事業所の整備 (H29. 4 生活介護 事業所数：全 62) ・中原区（平間配水 所用地）設計 ・その他の区への整備の検討 ●サービスの質を確保するための監査指導の適正実施	●障害者通所事業所の整備推進 ・中原区開所 (H31 予定) ●開設 (H32 予定)	
○障害者日常生活支援事業	●地域における生活の場（グループホーム等）や日中活動の場（通所施設等）の運営支援等による障害者支援事業の推進 ●精神障害者への地域移行支援の実施 ・個別支援の実施 ・関係支援機関を対象とした研修会（年 2 回）、協議会（年 6 回）の実施	●地域における生活の場（グループホーム等）や日中活動の場（通所施設等）の運営支援等による障害者支援事業の推進 ●中部リハビリテーションセンターと連携した、精神障害者への地域移行支援の実施 ・個別支援の実施 ・関係支援機関を対象とした研修会、協議会の実施		事業推進	

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
○障害児施設事業 障害児の地域生活や施設における日常生活を支えるため、障害(児)福祉サービスを提供します。	●障害児の地域生活等を支えるための障害(児)福祉サービスや医療費の給付 ●障害児支援利用計画の策定を行う指定障害児相談支援事業所の拡充(H27.4 事業所数：41)	●障害児の地域生活等を支えるための障害(児)福祉サービスや医療費の給付 ●障害児支援利用計画の策定を行う指定障害児相談支援事業所の拡充(事業所数：2 事業所指定 計 43)	●障害児支援利用計画の策定を行う指定障害児相談支援事業所の拡充(事業所数：2 事業所指定 計 45)	事業推進
○障害者福祉用具等支給・貸与事業 障害者等の身体機能を補完または代替している補装具の購入・修理のための費用の支給や、障害者等の社会参加を促進するための日常生活用具の給付を行います。	●法令や国の通知に基づく適正な補装具の給付 ●障害者等の社会参加を促進するための日常生活用具の給付	●法令や国の通知に基づく適正な補装具の給付 ●障害者等の社会参加を促進するための日常生活用具の給付		事業推進
発達障害児・者支援体制整備事業 「発達相談支援センター」を運営するとともに、発達障害児・者の支援体制を充実します。	●「発達相談支援センター」における相談支援の実施 ●特別支援連絡協議会の開催 ●発達相談支援コーディネーター養成研修の実施	●「発達相談支援センター」における相談支援の実施 ●特別支援連絡協議会の開催 ●発達相談支援コーディネーター養成研修の実施		●福祉センター跡地活用施設への移転(H32 予定)
地域療育センターの運営 障害児や発達に不安のある児童などに対して、相談・診察・訓練などの支援を行います。	●地域療育センター(4 か所)における専門的・総合的な療育相談支援の実施	●地域療育センター(4 か所)における専門的・総合的な療育相談支援の実施		事業推進
障害児タイムケア事業 障害のある中高生の放課後や長期休暇中の余暇活動等の場を提供し、児童と保護者の地域生活を支援します。	●放課後等に障害のある中高生を預かり、日常的な訓練等を行う障害児タイムケアの実施	●放課後等に障害のある中高生を預かり、日常的な訓練等を行う障害児タイムケアの実施		事業推進
専門職員確保対策事業 障害児・者施設専門職員に効果的な研修を実施し、資質の向上を図ることで、利用者への質の高いサービスを提供します。	●障害児・者施設の専門職員に対する研修等の実施	●障害児・者施設の専門職員に対する研修等の実施		事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
ノーマライゼーションプラン推進事業 障害者計画・障害福祉計画の策定と、計画に基づく障害福祉サービスの推進を図ります。	●「第4次ノーマライゼーションプラン（障害者計画・第4期障害福祉計画）」の策定（H26）及び進行管理	●「第5期障害福祉計画」の策定に向けた取組の実施 ●「第4次ノーマライゼーションプラン」に基づく取組の進行管理 ●障害のある方の生活ニーズ調査の実施及び分析	●「第5期障害福祉計画」の策定 	事業推進
障害者支援制度実施事業 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、障害者の日常生活・社会生活を支援するサービスを提供します。	●障害者の日常生活・社会生活を支援するサービスの提供する地域支援事業の実施	●障害者の日常生活・社会生活を支援するサービスの提供する地域支援事業の実施		事業推進
井田地区福祉施設再編整備事業 障害者の地域生活の支援や、施設の老朽化等に対応するため、「リハビリテーション福祉・医療センター」の再編整備を進めます。	●「中部リハビリテーションセンター」の整備	●障害者スポーツの活動の場の確保に向けた検討 ●「中部リハビリテーションセンター」の開所（H28） ●既存施設の解体		事業推進
施設障害福祉サービス事業 障害者の日中活動の場を提供する通所施設及び居住の場である入所施設に対して自立支援給付費等を支給し、施設の活動を支援します。	●日中の介護・訓練や、グループホームにおける介護など、障害者の日常生活を支える施設サービスの提供	●日中の介護・訓練や、グループホームにおける介護など、障害者の日常生活を支える施設サービスの提供		事業推進
精神科救急医療対策事業 自傷他害のおそれのある精神障害者に対して診察を行い、措置入院の必要性を判断し、医療と保護を実施します。また、精神症状の悪化等で入院が必要な方に医療機関の紹介を行います。	●自傷他害のおそれのある精神障害者に対する措置診察等の実施	●自傷他害のおそれのある精神障害者に対する措置診察等の実施		事業推進
難病患者相談研修支援事業 難治性疾患に関する総合相談、情報提供など、難治性疾患患者に対する医療、保健、福祉の総合的な支援を実施します。	●難病相談窓口の運営補助等による難治性疾患に関する総合相談、情報提供等の実施	●難病相談窓口の運営補助等による難治性疾患に関する総合相談、情報提供等の実施		事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
難病患者等居宅生活支援事業 難病患者等に対して、 地域連携を中心とした 居宅生活支援を推進 します。	●在宅の難病患者への生活支援サービスの提供	●在宅の難病患者への生活支援サービスの提供	→	事業推進

施策1-4-5 障害者の自立支援と社会参加の促進

直接目標

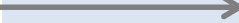
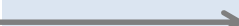
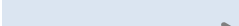
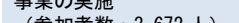
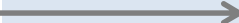
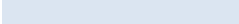
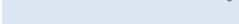
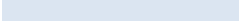
- 障害者が社会で活躍しやすい環境をつくる

主な成果指標

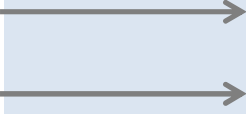
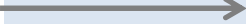
名 称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
障害福祉施設からの 一般就労移行者数 (健康福祉局調べ)	180 人 (平成26年度)	214 人以上 (平成29年度)	250 人以上 (平成33年度)	300 人以上 (平成37年度)
市障害者スポーツ大会 競技参加者数 (健康福祉局調べ)	359 人 (平成26年度)	383 人以上 (平成29年度)	415 人以上 (平成33年度)	447 人以上 (平成37年度)
障害者が社会参加しや すいまちだと思う市民 の割合 (市民アンケート)	30% (平成27年度)	31%以上 (平成29年度)	33%以上 (平成33年度)	35%以上 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標			
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降	
○障害者就労支援事業	さまざまな主体との協働による働く意欲の向上や雇用先の拡充などの取組を通じて、障害者の就労の機会拡大に向けた取組を進めます。 ●就労移行支援事業所や就労援助センターを中心とした、一般就労に向けた支援の実施 ●企業からの相談や、職場インターンの実施など、雇用の場の創出・拡大に向けた事業の実施（職場インターン H26 実績：23 件 40 人） ●スポーツやエンターテインメントの場における就労体験の実施（H26 実績：11 件 136 人） ●企業就労に向けた的確なマッチングを行う「障害者就労支援ステップアップ事業」の実施 ●障害者の安定就労と働きやすい職場環境づくりをめざす、職場定着支援プログラム（K-S T E P プロジェクト）の実施 ●就労支援機関向け人材育成研修の実施（H27 実績：スキルアップ研修 3 回、法改正等に伴う研修 2 回） ●障害者共同受注窓口との連携による、障害福祉施設事業所の工賃向上に向けた取組の実施	●就労移行支援事業所や就労援助センターを中心とした、一般就労に向けた支援の実施	→	事業推進	
		●企業からの相談や、職場インターンの実施など、雇用の場の創出・拡大に向けた事業の実施（職場インターン：20 件 40 人以上）	→		
		●スポーツやエンターテインメントの場における就労体験の実施（30 件 500 人以上）	→		
		●企業就労に向けた的確なマッチングを行う「障害者就労支援ステップアップ事業」の実施	→		
		●障害者の安定就労と働きやすい職場環境づくりをめざす、職場定着支援プログラム（K-S T E P プロジェクト）の実施	→		
		●就労支援機関向け人材育成研修の実施（実施回数：スキルアップ研修 3 回）	→		
		●障害者共同受注窓口との連携による、障害福祉施設事業所の工賃向上に向けた取組の実施	→		

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
○障害者社会参加促進事業	●障害者社会参加推進協議会の実施（H27：2回） ●障害者週間記念のつどいの開催（H27開催数：1回） ●障害者スポーツ大会の開催（競技数：6） ●障害者作品展の開催（H27開催数：1回） ●障害者の自立と社会参加を促進する生活訓練等事業の実施（H26参加者数：3,474人） ●障害者スポーツ協会の設立	●障害者社会参加推進協議会の実施 ●障害者週間記念のつどいの開催（開催数：1回） ●障害者スポーツ大会の開催（競技数：6） ●障害者作品展の開催（開催数：1回） ●障害者の自立と社会参加を促進する生活訓練等事業の実施（参加者数：3,606人） ●障害者スポーツ協会の運営支援 ●障害者スポーツ協会と連携した障害者スポーツ振興に向けた取組の推進	    ●障害者の自立と社会参加を促進する生活訓練等事業の実施（参加者数：3,672人）   	●パラリンピック東京大会を契機とした障害者スポーツ振興の取組の推進
○障害者の移動手段の確保対策事業	●バス乗車券（ふれあいフリーパス）の交付（H26交付者数：16,116人） ●重度障害者福祉タクシー利用券の交付（H26交付者数：10,003人） ●主に全身性障害のため移動が困難な方等の移動手段を確保する、福祉キャブ（リフト・ストレッチャー付き福祉車両）の運行	●バス乗車券（ふれあいフリーパス）の交付 ●重度障害者福祉タクシー利用券の交付 ●主に全身性障害のため移動が困難な方等の移動手段を確保する、福祉キャブ（リフト・ストレッチャー付き福祉車両）の運行	  	事業推進
社会的ひきこもり対策事業	●ひきこもり本人・家族等からの電話・面接・家庭訪問による支援 ●ひきこもり相談従事者の育成	●ひきこもり本人・家族等からの電話・面接・家庭訪問による支援 ●ひきこもり相談従事者の育成	 	●ひきこもり地域支援センターを福祉センター跡地活用施設内に設置（H32予定）
コミュニケーション支援事業	●「聴覚障害者情報文化センター」の運営等を通じた聴覚障害者の生活支援及び福祉の増進	●「聴覚障害者情報文化センター」の運営等を通じた聴覚障害者の生活支援及び福祉の増進		事業推進
障害者手当等支給事業	●障害者手当等の支給 ・特別児童扶養手当 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・経過的福祉手当 ・在宅重度重複障害者等手当 ・外国人等心身障害者福祉手当	●障害者手当等の支給 ・特別児童扶養手当 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・経過的福祉手当 ・在宅重度重複障害者等手当 ・外国人等心身障害者福祉手当		事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
精神保健事業 保健福祉センターを中心とした相談、講演会の開催等を通じて精神保健福祉に関する普及啓発事業を実施します。	●各区保健福祉センターにおける精神保健福祉相談の実施 ●研修会・連絡会を通じた、人材育成と関係機関とのネットワーク形成の推進	●各区保健福祉センターにおける精神保健福祉相談の実施 ●研修会・連絡会を通じた、人材育成と関係機関とのネットワーク形成の推進	→	事業推進
心神喪失者等医療観察制度への対応事業 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った精神障害者に必要な医療を確保し、再発の防止と社会復帰を促進します。	●関係機関等と連携した、他害行為等の再発防止と社会復帰に向けた支援	●関係機関等と連携した、他害行為等の再発防止と社会復帰に向けた支援	→	事業推進
心身障害者福祉事業基金事業 在宅心身障害者を支援するため市民と行政の共同で積み立てた基金を活用し、市内の社会福祉法人や団体の実施する在宅心身障害者援護活動等を支援します。	●心身障害者福祉事業基金を活用した障害者団体等の活動資金の助成	●心身障害者福祉事業基金を活用した障害者団体等の活動資金の助成	→	事業推進
障害者団体育成等事業 障害者の自立と福祉を目的とする障害者団体の育成と組織強化を図り、団体の自主活動を支援します。	●運営費補助等を通じた障害者団体の育成・支援	●運営費補助等を通じた障害者団体の育成・支援	→	事業推進
地域活動支援センター事業 「地域活動支援センター」の活動を支援し、障害者の日中活動の場を確保します。	●障害者の日中活動の場・社会参加の場となる、「地域活動支援センター」(64 か所)の運営補助	●障害者の日中活動の場・社会参加の場となる、「地域活動支援センター」(64 か所)の運営補助	→	事業推進
精神保健福祉センターに関する業務 うつ病やアルコール・薬物依存、ひきこもりなどを抱える方への、メンタルヘルスに関する専門相談や在宅支援を行います。	●精神保健に関する相談支援業務の実施	●精神保健に関する相談支援業務の実施 ●南部地域への在宅生活支援機能の先行整備	→	●（仮称）南部リハビリテーションセンターとして福祉センター跡地活用施設内に移転（H32 予定）
精神保健福祉対策事業 障害者の家族への相談、援助などを行うことにより、地域における精神障害者の社会復帰や自立促進を図ります。	●心の健康相談や交流事業の実施を通じた精神障害者やその家族の自立促進	●心の健康相談や交流事業の実施を通じた精神障害者やその家族の自立促進	→	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
日常生活用具等給付事業 重度障害者の住環境整備、緊急時の連絡体制の確保等により在宅生活の支援を図ります。	●既存住宅の改良費用等の助成を行う、やさしい住まい推進事業の実施 ●障害者緊急通報システム設置運営備事業の実施	●既存住宅の改良費用等の助成を行う、やさしい住まい推進事業の実施 ●障害者緊急通報システム設置運営備事業の実施		事業推進
障害者更生相談所運営事業 身体・知的障害者の施設入所等についての相談と、医学的及び心理学的な職能判定・診察を行う、「障害者更生相談所」を運営します。	●身体障害者及び知的障害者の相談・指導助言・治療訓練・判定等に関する業務の実施	●身体障害者及び知的障害者の相談・指導助言・治療訓練・判定等に関する業務の実施 ●南部地域への在宅生活支援機能の先行整備		●（仮称）南部リハビリテーションセンターとして福祉センター跡地活用施設内に移転（H32 予定）

施策1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備

直接目標

- それぞれのニーズやライフスタイルに合った住宅が選択できる環境を整える

主な成果指標

名 称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
住宅に関する市民の満足度 (住生活総合調査)	73% (平成25年度)	⇒	77%以上 (平成30年度)	80%以上 (平成35年度)
リフォーム実施戸数の 住宅ストック戸数※に 対する割合 (住宅・土地統計調査)	2.2% (平成25年度)	⇒	3.2%以上 (平成30年度)	4.5%以上 (平成35年度)
生活支援施設等の併設 や地域と連携した取組 等を行っている市営住 宅団地(100戸以上※※) の割合 (まちづくり局調べ)	17% (平成26年度)	24%以上 (平成29年度)	26%以上 (平成33年度)	28%以上 (平成37年度)

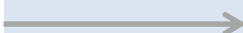
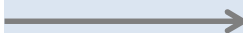
※ 住宅ストック戸数：市内にある住宅の総戸数（平成25年度：約753,000戸）

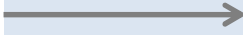
※※ 施設の併設等には、一定以上の規模を要することから100戸以上の市営住宅を対象としています。

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標			
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降	
○住宅政策推進事業	●「住宅基本計画」の改定に向けた検討 ●住宅・土地統計調査、住生活総合調査等の分析 ●既存住宅流通促進モデル事業の実施・検証 ●サンプル調査を踏まえた空き家利活用の検討	●「住宅基本計画」の改定 ●住宅・土地統計調査、住生活総合調査等の分析 ●リノベーション（建物の機能更新）等による高経年化した既存住宅地の再生に向けた協議・調整 ●「空き家の利活用に関する計画」の策定 ●「空き家再生等推進事業」を活用した事業方策の検討	●「住宅基本計画」に基づく取組の推進 ●住宅・土地統計調査、住生活総合調査結果等の公表（「川崎市の住宅事情 2016」の発行） ●リノベーション等による高経年化した既存住宅地の再生に向けた取組の検討 ●「空き家の利活用に関する計画」に基づく取組の推進 ●「空き家再生等推進事業」を活用したモデル事業の展開	事業推進	

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
○高齢者等に適した住宅供給推進事業 川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムを支える子育て世代から高齢者までの多様なニーズに対応した住宅の供給推進に取り組めます。	●「高齢者居住安定確保計画」に基づく取組の推進 ●医療・介護との連携や既存ストックの活用を考慮した高齢者向け賃貸住宅制度の検討 ●高齢者向け賃貸住宅の供給促進 (H26: 124 戸) ●子育て世帯向け住宅の供給促進に向けた、「子育て等あんしんマンションの認定制度」の改定に向けた検討	●「高齢者居住安定確保計画」の改定に向けた検討 ●医療・介護サービス等と連携したサービス付き高齢者向け住宅の適正誘導 ●既存ストックを活用した「高齢者・子育て世帯向け賃貸住宅制度」の構築 ●高齢者向け賃貸住宅の供給促進(年 240 戸以上) ●「子育て等あんしんマンション認定制度」の改定 ●「子育て等あんしんマンション認定制度」を活用した子育て等あんしんマンションの認定の促進(年 4 件以上)	●「高齢者居住安定確保計画」の改定 ●既存ストックの活用を含む「高齢者・子育て世帯向け賃貸住宅制度」を活用した賃貸住宅の供給促進(年 250 戸以上)	事業推進
住宅・マンション良質化支援推進事業 民間住宅・マンションのバリアフリー化、長寿命化、適切な維持管理等を支援等の取組を推進することで、誰もが安全で快適に暮らせる、良質な住宅の形成を図ります。	●分譲マンション共用部分の段差か所における手すり・スロープ等の設置に要する工事費の助成 (H27:16 件) ●住宅やマンションのリフォーム事例集の発行や講習会等を通じた周知、啓発の実施 ●管理不全などが懸念される老朽化分譲マンションの実態把握に向けた、外観調査及び管理組合へのヒアリング調査の実施 (H27:36 件)	●分譲マンション共用部分の段差か所における手すり・スロープ等の設置に要する工事費の助成(年 16 件) ●住宅やマンションのリフォーム事例集の発行や講習会等を通じた周知、啓発の実施 ●老朽化した分譲マンションに対する調査結果を踏まえ、管理不全等が懸念されるマンションに対する管理適正化支援モデル事業の実施(年 2 件) ●管理適正化支援モデル事業の結果を踏まえた管理適正化支援制度の策定に向けた検討	●住宅やマンションのリフォーム事例集の内容見直し及び発行、講習会等を通じた周知、啓発の実施 ●分譲マンション管理適正化支援制度の策定及び運用開始(年 2 件以上)	事業推進
○住情報提供推進事業 総合的な住宅窓口相談の実施や、地域の担い手と住まいに関する取組を連携して進めます。	●住宅のリフォームや、マンション管理に関する相談窓口の運営 ・住宅のリフォームや、マンション管理に関する相談 (H26 相談件数: 511 件) ・住まいに関する既存相談窓口の再構築に向けた検討 ●高齢者の住み替え等に関する相談体制の検討 ●住宅の質の向上、各種認定制度・助成制度等に関する講習会、セミナーの開催 (H27: 4 回)	●住宅のリフォームや、マンション管理に関する新たな相談窓口の運営 ・住宅のリフォームや、マンション管理に関する相談窓口の運営(相談件数: 700 件以上) ●高齢者の住み替えや空き家の利活用等に関する新たな相談体制の構築・運営(相談件数 年 100 件以上) ●住宅の質の向上、各種認定制度・助成制度等に関する講習会、セミナーの開催(参加者数 年 100 人以上)		事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
○民間賃貸住宅等居住支援推進事業 高齢者、障害者、低所得者、外国人等の居住の安定に向け、多様な主体との連携により入居支援や入居後の生活支援等の取組を推進します。	●保証人がいない高齢者等に対し、市が指定する保証会社を利用することで入居支援する居住支援制度の推進 ●不動産や福祉関係団体等との連携に向けた手法の検討	●居住支援制度の推進（支援件数 年 240 件以上） ●不動産や福祉関連団体等の多様な主体との連携によるブラットホーム「居住支援協議会」の構築	●「居住支援協議会」による住居支援・入居後の生活支援等の推進	事業推進
既存ストック活用推進事業 空き地や空き部屋などの遊休不動産を潜在的な地域資源（既存ストック）と捉え、これらの活用支援による、新たな魅力の創出や身近な地域交流の場づくりを進めます。	●空き地や空き部屋などの地域資源（既存ストック）の活用に向けた民間事業の動向把握	●空き地や空き部屋などの地域資源（既存ストック）の活用に向けた民間事業の促進 ●既存の建物を活かし、設備の性能を向上やデザイン、間取りを変えたりするリノベーションに関するフォーラムの開催	  ●空き地や空き部屋などの地域資源（既存ストック）の活用に関する検討基盤を構築	事業推進
○市営住宅等ストック活用事業 「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づき、建替え等の実施や、地域包括ケアシステムと連携した市営住宅の活用を進めます。	●「市営住宅等ストック総合活用計画」の改定に向けた検討 ●市営住宅の建替え及び改善等の実施（H26：3棟建替完了） ●市営住宅の適正な管理・運営の実施 ●「地域包括ケアシステム」と「住宅基本計画」の市営住宅のあり方の検討状況を踏まえたモデル的事業の実施（小向・南平住宅）	●新たな「住宅基本計画」の考え方に基づく「市営住宅等ストック総合活用計画」の改定 ●市営住宅の建替え及び改善等の実施（着手5棟、完了4棟） ●市営住宅の適正な管理・運営の実施 ●「地域包括ケアシステム」と連携した市営住宅活用の推進（1団地）	●「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づく取組の推進 ●市営住宅の建替え及び改善等の実施（完了7棟） ●「地域包括ケアシステム」と連携した市営住宅活用の推進（2団地）	事業推進
市営住宅等管理事業 市営住宅等の計画的な維持管理等の実施や効果的な入居・管理体制の導入を推進するとともに、的確な滞納対策を実施することで、住宅困窮世帯等への適切な市営住宅の提供を図ります。	●「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づく修繕・維持管理の実施 ●市営住宅や特定公共賃貸住宅の使用料の適正管理の実施 ・家賃滞納者対策の実施 ・入居者の収入申告の徹底	●「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づく修繕・維持管理の実施 ●家族構成の変化に応じた適切な広さの住戸への住み替えの促進等、入居管理制度の見直しに向けた検討 ●市営住宅や特定公共賃貸住宅の使用料の適正管理の実施 ・家賃滞納者対策の実施 ・入居者の収入申告の徹底	●新たな「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づく修繕・維持管理の実施 ●検討に基づく新たな入居管理制度の構築 	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
市営住宅等再生事業 市営住宅等入居者の高齢化に伴う連絡人の不在や空き駐車場の増加などへの対策、中堅所得層の子育て世帯等を入居対象としている特定公共賃貸住宅の空き住戸対策を実施するなど、市営住宅等の適切な運営・活用を図ります。	●市営住宅入居者以外による連絡人制度の導入に向けた全団地自治会ヒアリングの実施及び連絡人制度に関するモデル事業の実施（小向住宅） ●市営住宅の空き駐車場へのコインパーキング設置モデル事業の実施・効果検証及び事業の方向性の整理（H27:5 団地実施） ●子育て世帯に対する特定公共賃貸住宅の使用者負担額軽減のモデル事業実施（H27:3 団地）	●ヒアリング及びモデル事業の検証を踏まえた市営住宅入居者以外による新たな連絡人制度の構築に向けた検討 ●事業の方向性を踏まえた市営住宅の空き駐車場へのコインパーキングの設置【9 団地（新規 4 団地）】 ●子育て世帯に対する特定公共賃貸住宅の使用者負担額軽減のモデル事業の継続実施	●市営住宅入居者以外による新たな連絡人制度の構築及び段階的实施な取組の実施 ●事業の方向性を踏まえた市営住宅の空き駐車場へのコインパーキングの管理・拡充検討  ●モデル事業の効果検証に基づく今後の取組の検討	事業推進

施策1-4-7 生き生きと暮らすための健康づくり

直接目標

- 健康で生き生きとした生活を送る市民を増やす

主な成果指標

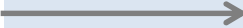
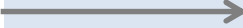
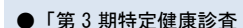
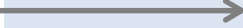
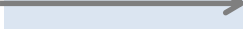
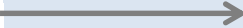
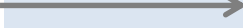
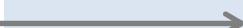
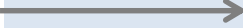
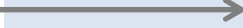
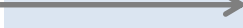
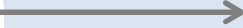
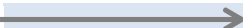
名 称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
主観的健康観※1（「非常に健康」「ほぼ健康」と回答した市民の割合） （健康意識実態調査）	男性 73.7% 女性 76.8% （平成23年度）	男性 75.5% 以上 女性 78.5% 以上 （平成28年度）	男性 77.0% 以上 女性 80.0% 以上 （平成33年度）	男性 77.0% 以上 女性 80.0% 以上 （平成38年度）
特定健康診査実施率※2 特定保健指導実施率 （特定健康診査・特定保健指導実施状況報告）	24.5% 6.0% （平成26年度）	33% 以上 22% 以上 （平成29年度）	33% 以上 22% 以上 （平成33年度）	33% 以上 22% 以上 （平成37年度）
がん検診受診率 （国民生活基礎調査（厚生労働省））	肺がん 44.5% 大腸がん 40.5% 胃がん 42.2% 子宮がん 46.1% 乳がん 46.1% （平成25年度）	肺がん 50% 以上 大腸がん 45% 以上 胃がん 45% 以上 子宮がん 50% 以上 乳がん 50% 以上 （平成28年度）	肺がん 50% 以上 大腸がん 50% 以上 胃がん 50% 以上 子宮がん 50% 以上 乳がん 50% 以上 （平成33年度）	肺がん 50% 以上 大腸がん 50% 以上 胃がん 50% 以上 子宮がん 50% 以上 乳がん 50% 以上 （平成37年度）
40 歳代の糖尿病治療者割合（国民健康保険） （健康福祉局調べ）	3.1% （平成26年度）	3.0% 以下 （平成29年度）	3.0% 以下 （平成33年度）	3.0% 以下 （平成36年度）
食に関する地域での活動に参加する人の割合 （食育に関する地域活動への参加割合：食育の現状と意識に関する調査） （食生活改善推進員数：健康福祉局調べ）	食育に関する地域活動参加 38.3% （平成24年度） 食生活改善推進員数 3,862 人 （平成26年度）	食育に関する地域活動参加 ⇒ 食生活改善推進員数 4,100 人以上 （平成29年度）	食育に関する地域活動参加 40% 以上 （平成32年度） 食生活改善推進員数 4,300 人以上 （平成33年度）	食育に関する地域活動参加 41% 以上 （平成37年度） 食生活改善推進員数 4,500 人以上 （平成37年度）

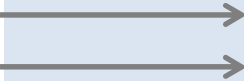
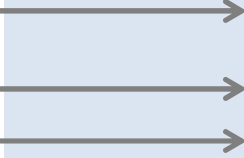
※1 主観的健康観については、国の「健康寿命」の算出状況等を踏まえ、第2期実施計画以降、引き続き適切な指標を検討します。

※2 特定健康診査実施率及び特定保健指導実施率については、第3期特定健康診査等実施計画の策定にあわせて、目標値を見直します。

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
○がん検診等事業 健康増進法や国の指針等に基づき、がん検診等を適切に実施します。	●国の指針等に基づくがん検診等の継続実施 ●がん検診台帳システムの開発 ●がん検診・特定健診等コールセンターの設置(H27)	●国の指針等に基づくがん検診等の継続実施 ●がん検診台帳システムの導入 ●がん検診・特定健診等コールセンターの運用 ●がん検診台帳システムを活用した個別受診勧奨等、受診率向上に向けた取組の実施 ●包括協定の締結企業等と連携した普及啓発等、がんに対する意識向上の取組の実施	→ → → →	事業推進
○生活習慣病対策事業 生活習慣病に対する正しい知識の普及と生活習慣の改善を支援し、市民の健康づくりと生活の質の向上を図ります。	●各種講座の実施等、生活習慣病予防に向けた市民の取組の支援 ●若年層への生活習慣病対策の検討 ●企業等と連携したイベント実施や広報等効果的な普及啓発の実施 ●個別アプローチ等の生活習慣病重症化予防の取組の試行実施(幸区)(H27)	●関係機関や地域活動団体等と連携した生活習慣病予防に向けた市民の取組の支援 ●職域保健や企業等と連携した若年層への生活習慣病対策の広報等の取組の実施 ●企業等と連携したイベント実施や広報等効果的な普及啓発の実施 ●試行実施を踏まえた個別アプローチ等の生活習慣病重症化予防の取組の実施(全区) ●働き盛り世代の健康づくりを担う職域保健と連携した生活習慣病予防等健康づくりの取組の実施	→ → → → →	事業推進
○健康づくり事業 市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、「かわさき健康づくり21」に基づく取組を推進します。	●「健康増進計画(第2期かわさき健康づくり21)」に基づく、企業や職域保健等と連携した健康づくりの普及啓発活動の取組の実施 ●歯科口腔保健に関する各種事業やホームページ・チラシ等を活用した普及啓発の取組の実施	●「健康増進計画(第2期かわさき健康づくり21)」に基づく、企業や職域保健等と連携した健康づくりの普及啓発活動の取組の実施 ●歯科口腔保健に関する各種事業やホームページ・チラシ等を活用した普及啓発の取組の実施 ●若い世代の口腔保健向上に向けた効果的な普及啓発についての検討・調整	→ ●「健康増進計画(第2期かわさき健康づくり21)」中間評価の実施 → →	事業推進
○食育推進事業 市民が健全な食生活を実践できるよう、「食育推進計画」に基づき食育の取組を推進します。	●「第3期食育推進計画」に基づく取組の推進 ●市民、食育関連団体、企業等、さまざまな主体との連携による、イベント・講座、キャンペーンの実施等、食育の普及啓発(H26 イベント等開催実績：3,259回)	●「第3期食育推進計画」に基づく、人材育成や普及啓発等の取組の推進 ●「第4期食育推進計画」の策定 ●市民、食育関連団体、企業等、さまざまな主体との連携による、イベント・講座、キャンペーンの実施等、食育の普及啓発	→ ●「第4期食育推進計画」に基づく取組の推進 →	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
○国民健康保険特定健康診査等事業 被保険者の生活習慣病を予防するため、「特定健康診査等実施計画」等に基づく取組を推進します。	●「第2期特定健康診査等実施計画」に基づく取組の推進 ●がん検診・特定健診等コールセンターの設置(H27) ●被保険者の健康保持増進及び医療費適正化に向けた保健事業の実施計画である、「データヘルス計画」の策定	●「第2期特定健康診査等実施計画」に基づく、特定健康診査・特定保健指導及び実施率向上に向けた受診勧奨等の取組の実施 ●がん検診・特定健診等コールセンターの運用 ●「データヘルス計画」に基づく効率的・効果的な保健事業の実施	   ●「第3期特定健康診査等実施計画」の策定	事業推進
保健所管理運営事業 公衆衛生の向上及び増進を図るため、保健所を効率的かつ適正に運営します。	●保健所の管理運営 ●保健所運営協議会の開催(各保健所 年1回)	●保健所組織の一元化 ●保健所の管理運営 ●保健所運営協議会の開催(年1回)	 	事業推進
後期高齢者健診事業 健康増進法に基づき、後期高齢者医療制度加入者に対して健康診査を実施します。	●後期高齢者健診の実施 ●対象者への個別通知や広報による制度周知 ●関係機関との連携による事業推進	●後期高齢者健診の実施 ●対象者への個別通知や広報による制度周知 ●関係機関との連携による事業推進	  	事業推進
公害健康被害補償事業 公害健康被害被認定者に対し、大気汚染の影響による健康被害に係る損害を補償し、健康の回復及び保持増進を図ります。	●公害認定審査会で事業推進の審査、手帳の更新、各種補償費の給付の実施 ●公害健康被害被認定者に対し通院に係るバス乗車券(証)の交付 ●公害健康被害被認定者への空気清浄機購入費の補助	●公害認定審査会で事業推進の審査、手帳の更新、各種補償費の給付の実施 ●公害健康被害被認定者に対し通院に係るバス乗車券(証)の交付 ●公害健康被害被認定者への空気清浄機購入費の補助	  	事業推進
公害健康被害予防事業 子どもを中心としたアレルギー性疾患予防を推進するため、相談・講習会等を実施し、正しい情報の普及啓発を行います。	●健康被害予防事業の実施 ・ぜん息児水泳教室 ・キャンプの開催 ・アレルギー相談、健康相談の実施 ・健康回復教室の開催	●健康被害予防事業の実施 ・ぜん息児水泳教室 ・キャンプの開催 ・アレルギー相談、健康相談の実施 ・健康回復教室の開催 ・リハビリテーション事業の実施		事業推進
公害保健福祉事業 公害健康被害被認定者に対して、健康の回復と保持増進を図るため、訪問指導等を実施します。	●公害保健福祉事業の実施 ・転地療養事業の実施 ・リハビリテーション事業の実施 ・家庭における療養の指導 ・家庭における療養に必要な用具の支給 ・インフルエンザ予防接種費の助成	●公害保健福祉事業の実施 ・転地療養事業の実施 ・家庭における療養の指導 ・家庭における療養に必要な用具の支給 ・インフルエンザ予防接種費の助成		事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
川崎・横浜公害保健センターの運営 川崎・横浜両市の公害健康被害被認定者の検査・保健福祉事業及び大気汚染に係る健康被害予防事業を実施する、川崎・横浜公害保健センターの運営を支援します。	●「川崎・横浜公害保健センター」の運営支援 ●「川崎・横浜公害保健センター」による医学的検査や、保健福祉事業、健康被害予防事業の支援	●「川崎・横浜公害保健センター」の運営支援 ●「川崎・横浜公害保健センター」による医学的検査や、保健福祉事業、健康被害予防事業の支援		事業推進
健康調査事業 大気汚染による健康影響に対する調査手法の開発などを行うため、各種健康調査を実施します。	●国からの委託による環境保健サーベイランス調査（健康調査）の実施 ●光化学スモッグ健康被害対応の実施 ●公害防止調査研究の実施	●国からの委託による環境保健サーベイランス調査（健康調査）の実施 ●光化学スモッグ健康被害対応の実施 ●公害防止調査研究の実施		事業推進